

## 社会福祉連携推進法人会計基準策定に関する基本的な方針について

- 社会福祉連携推進法人の会計基準素案の作成に当たり、会計に関する基本的な事項について論点整理を行う。
  - ・ 論点1 会計基準をどのように作成するか
  - ・ 論点2 会計基準の構成をどのように定めるか
  - ・ 論点3 会計単位をどのように定めるか
  - ・ 論点4 計算書類等の種類をどのように定めるか
  
- 本日のご議論で得られた基本的な方向性に基づき、今後、別途開催されている「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」における制度設計の検討状況を踏まえ、詳細の検討を進め、素案を作成する。

## 1. 「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」の検討状況

# 社会福祉連携推進法人制度の創設について

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。  
(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

【社員総会】(連携法人に関する事項の決議)

↑  
連携法人の業務を執行

【理事会】(理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申  
(社員総会、理事会は意見を尊重)

【評議会】

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家等)の意見の集約)

### 【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

### 【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を経営する者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

要件を満たしたものを認定・監督

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)  
※ 社会福祉法人と同様。事業区域等により決定。

## 社会福祉連携推進法人の業務①(総論)に関する論点整理

論点	対応の方向性
(論点1)社会福祉連携推進法人の目的や設立することで得られるメリットは何か。	<p>○ 社会福祉連携推進法人は、法第127条第1号において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進すること</li> <li>・ 地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供すること</li> <li>・ 社会福祉法人の経営基盤の強化に資すること</li> </ul> <p>が主たる目的とされており、目的に沿って設立され、運営されなければならない。</p> <p>○ 以上を踏まえれば、社会福祉連携推進法人の設立は、以下のメリットが考えられるのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な連携との比較・・・個々の法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携が可能であること</li> <li>・ 社会福祉協議会との比較・・・業務の実施区域が限定されていないことから、広範囲での連携が可能であり、また、連携する合意の取れた法人同士で設立ができること</li> <li>・ 連携のための法人形態を社会福祉法人とすることとの比較・・・社会福祉事業を実施する必要がなく、法人同士の連携業務のために設立ができること</li> </ul>
(論点2)社会福祉連携推進業務について、それぞれ具体的にはどのような取組が該当するか。	<p>○ 社会福祉連携推進業務は、法第125条において、次の業務が位置付けられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援</li> <li>② 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援</li> <li>③ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援</li> <li>④ 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援</li> <li>⑤ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修</li> <li>⑥ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給</li> </ol> <p>○ 各業務の詳細の検討は、各業務の論点整理において行う。</p>

論点	対応の方向性
<p>(論点3) 地域福祉支援業務及び災害時支援業務は地域に根ざしたものであるのに対し、それ以外の業務は法人経営に密接に関係するものであるため、同じ社会福祉連携推進法人と言っても、タイプが異なるものが生じるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務のうち、どの業務を行うかは、当該法人の判断であることから、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉支援業務等を中心に、市町村域において種別を超えた連携支援を行うタイプ</li> <li>・ 人材確保等業務等を中心に、都道府県域等において特定種別が広域的に連携するタイプ</li> </ul>           など、当該社会福祉連携推進法人の創意工夫に基づき、多様な運営形態が認められるようにしてはどうか。         </li> <li>○ 多様なタイプの社会福祉連携推進法人が生じることから、社会福祉法人等は、複数の社会福祉連携推進法人の社員となることが可能にしてはどうか。</li> </ul>
<p>(論点4) 「資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの」について、貸付け以外を認める必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本業務の原資は、社員である社会福祉法人の資産を想定している。社会福祉法人が保有する資産が主として介護報酬や措置費といった公費によって構成されるとともに、これらは福祉ニーズを抱える者に対するサービス提供の対価であることを考慮すれば、法人運営に支障を与えることのないよう行われるべきである。</li> <li>○ 以上を踏まえ、制度施行から当面の間は、リスク管理の観点から、貸付けのみを認めることとしてはどうか。</li> </ul>
<p>(論点5) 社会福祉連携推進業務を行うにあたって、それぞれどのような留意が必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各業務の留意点の検討は、各業務の論点整理において行う。</li> </ul>

論点	対応の方向性
<p>(論点6) 社会福祉連携推進法人の設立により、懸念される点をどう払拭するのか。例えば、万一、地域において、社会福祉連携推進法人が独占状態になったときに、福祉サービスの質の維持・向上や地域住民のニーズや要望の把握などをどう担保させるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独占状態になったときの懸念点の解消について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の社会福祉連携推進法人は、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者で構成された社会福祉連携推進評議会を設置しなければならないこととなっていることから、福祉サービスを受ける立場にある地域住民の声を社会福祉連携推進評議会を活用して社会福祉連携推進法人の運営に反映させていくこととするのはどうか。</li> <li>・ また、社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進評議会の意見を尊重することや評価の結果を公表することが義務となっていることから、福祉サービスの質の維持・向上や地域住民のニーズや要望の把握状況を、評議会が意見する項目や評価項目に入れることとするのはどうか。</li> <li>・ さらに社会福祉連携推進法人の所轄庁の監督を通じて、目的に沿った運用が行われているかチェックすることにしてはどうか。</li> </ul> </li> </ul>
<p>(論点7) 社会福祉連携推進業務以外にどのような業務を行うことができるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人は、法第132条第4項の規定により、社会福祉事業を行うことはできないが、母体は一般社団法人であり、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がなければ、他の業務を行わせてはならない理由はないことから、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、当該業務に付帯する業務を行うことは可能とすることとしてはどうか。</li> </ul>
<p>(論点8) 社会福祉連携推進業務以外の業務を行うにあたってどのような留意が必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行を目的とする法人であることから、社会福祉連携推進業務以外の業務として認められるものは、以下の点を満たすものに限定してはどうか。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 付帯業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること</li> <li>② 付帯業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること</li> <li>③ 付帯業務の内容が社会福祉連携推進業務に関連するものであること</li> <li>④ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、同様に実施できないこと</li> </ol> </li> </ul>

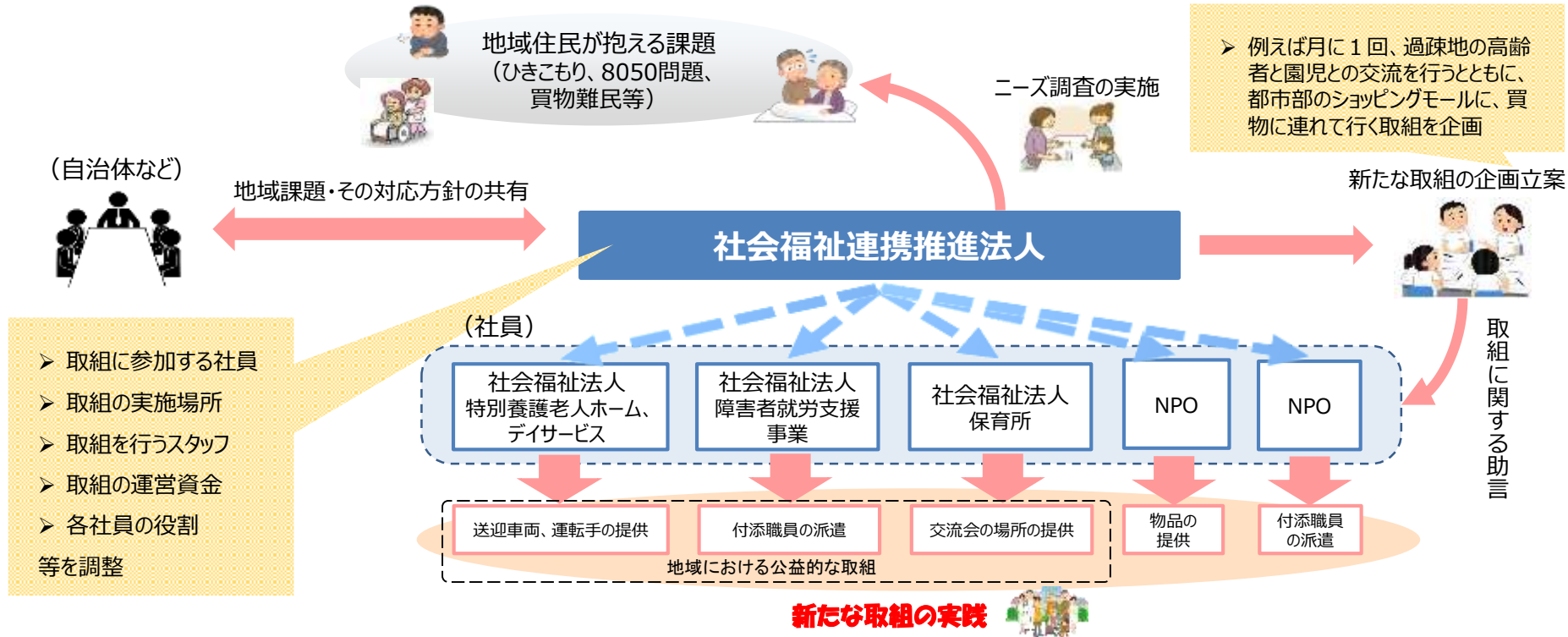
論点	対応の方向性
<p>(論点9)業務運営にかかる費用はどのように賄うか。会費以外に例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①寄附を受けることはできるのか。</li> <li>②債券は発行できるのか。</li> <li>③一般社団法人法の基金は設置できるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人は、社員からの             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入会金:社会福祉連携推進法人の立ち上げに係る設備の導入費用等</li> <li>② 会費:社会福祉連携推進法人の事務局運営費用等</li> <li>③ 業務委託費:特定の社会福祉連携推進業務の実施に必要な費用の3つを基本に、運営することとしてはどうか。</li> </ul> </li> <li>○ 寄附について             <p>社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行を目的に運営され、社会福祉事業を行わないことから、寄附の受付については、金銭以外の寄附を認める必要はあるのか。</p> </li> <li>○ 債券の発行について             <p>一般社団法人法及び社会福祉法において、債券の発行について規定が整備されておらず、債券は発行できない。</p> </li> <li>○ 基金の設置について             <p>社会福祉連携推進法人は、一般社団法人として定款の定めるところにより、「基金」の設置が可能であるが、「基金」は法令上、引受人や用途の制限がないことから、少なくとも社会福祉法人である社員については、資産の法人外流出が禁止されているため、当該基金に資金等を拠出し、引受人となることは認めるべきではないのではないか。</p> </li> </ul>
<p>(論点10)社員である社会福祉法人は会費をどのように支出するか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人の社員となることにより、社会福祉法人は社会福祉連携推進業務等を通じて様々な便宜を受けることが可能となり、この点、一定の対価性が認められることから、法人外流出には当たらないものとして整理してはどうか。</li> </ul>

論点	対応の方向性
<p>(論点11) 社会福祉連携推進法人として、財産をどこまで保有できることとし、どのように管理できることにすべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行を目的に運営され、社会福祉事業を行わないことから、土地や建物の所有を認める必要があるかどうか。</li> <li>○ また、社会福祉連携推進法人が保有する財産の管理は、社会福祉法人における資産の取扱いと同様、安全・確実な方法で行うことを基本とすることとしてはどうか。</li> </ul>
<p>(論点12) 地域医療連携推進法人のように、出資して子会社を持つことはできるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法人は資産の法人外流出が禁止されていることから、出資は行うことができないこととされていることを踏まえ、社会福祉連携推進法人についても、出資は行えず、地域医療連携推進法人のように、出資して子会社を持つことはできない。(法律上の規定の整備も行っていない。)</li> </ul>
<p>(論点13) 業務運営の実施体制(社会福祉連携推進法人の職員と社員である法人の職員を兼務する場合の給与等の取扱い等)はどのように整備すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉連携推進法人の職員については、主として事務職員が担うと考えられることから、社員である法人の業務に支障がない範囲において、兼務をできることとしてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 兼務関係については、サービス及び当該サービスにおいて必要とされる職種ごとに検討する必要があるが、例えば、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の人員配置基準について見ると、以下のような整理とすることが可能と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務員・・・専従でなければならないこととされているが、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではないこととされていることから、業務に支障のない範囲で兼務可能。</li> <li>・施設長(管理者)・・・常勤専従の管理者を配置しなければならないこととされているが、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができることとされていることから、業務に支障のない範囲で兼務可能。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ この際、人件費支出については、勤務時間数等により、適切に按分することが必要ではないか。</li> <li>○ また、事務室等の設備についても、同様に社員である法人の業務に支障がない範囲において、兼用できることとしてはどうか。</li> </ul>



## 地域福祉支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、例えば、
- ・ **地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施**
  - ・ **ニーズ調査結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供**
  - ・ **取組の実施状況の把握・分析**
  - ・ **地域住民に対する取組の周知・広報**
  - ・ **社員が地域の他の支援機関と協働を図るための調整**
- 等の業務が該当する。



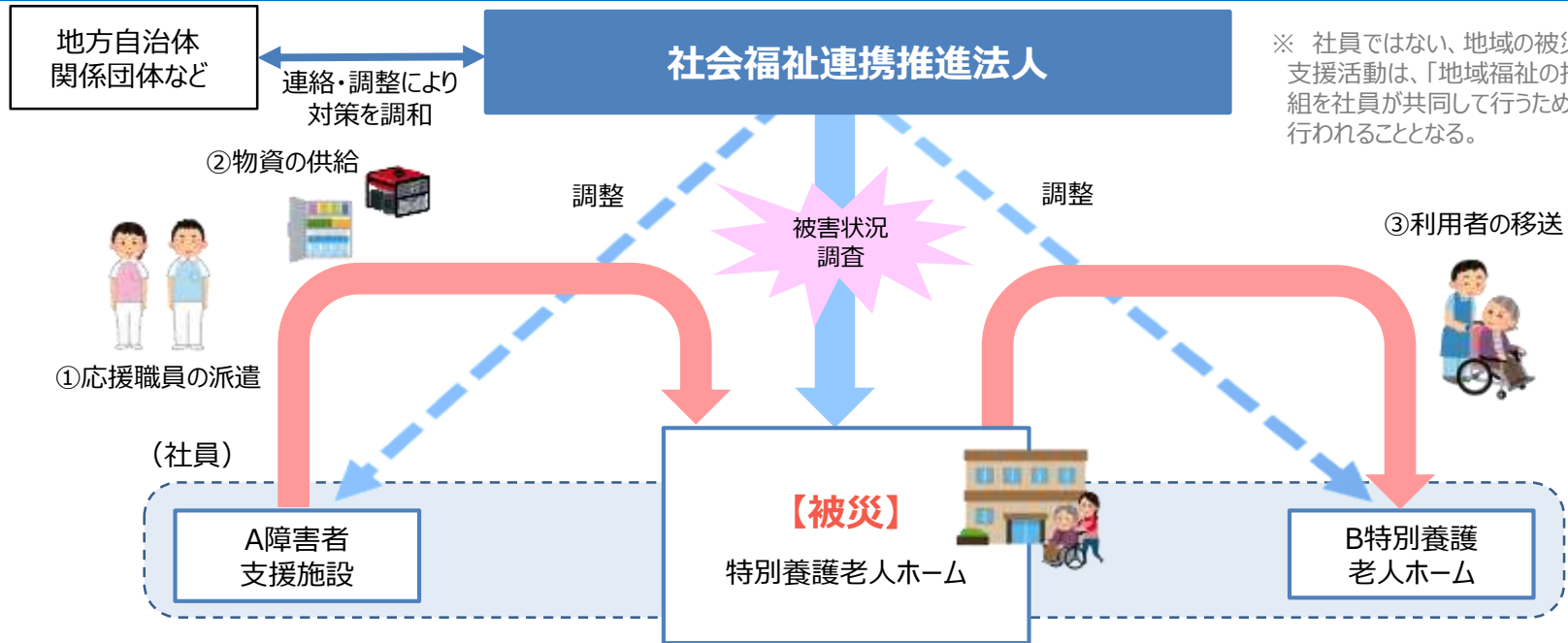
社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

## 災害時支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、例えば、

- ・ **BCPの策定や避難訓練の実施**
- ・ **被災施設に対する被害状況調査の実施**
- ・ **被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供**
- ・ **被災施設の利用者の他施設への移送**
- ・ **被災施設で不足する人材の応援派遣の調整**
- ・ **地方自治体との連絡・調整**

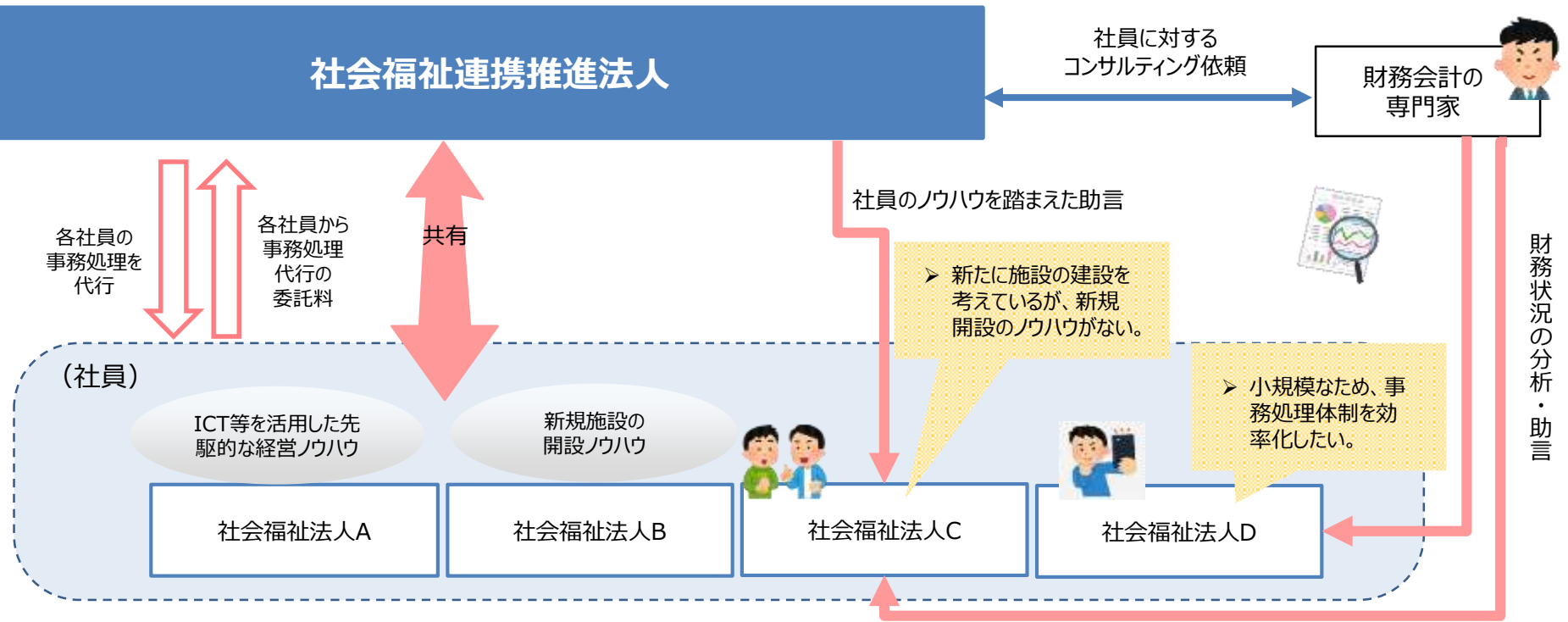
等の業務が該当する。



福祉サービス利用者の安心・安全確保、災害時の事業継続の強化に繋がる

## 経営支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
  - ・賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
  - ・社員の財務状況の分析・助言
  - ・社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
  - ・社員の特定事務に関する事務処理の代行
- 等の業務が該当する。



福祉サービス事業者の経営の安定確保が期待

# 社会福祉連携推進法人が行う貸付けの基本スキーム(案)

- 以下のような合意内容を推進方針に盛り込む。
  - ① 貸付対象法人の事業計画（貸付金額、使途、返済スケジュール等）
  - ② 貸付対象法人における予算・決算等の重要事項の確認方法
  - ③ 返済の延滞時や不能時の取扱い 等

## ③ 社会福祉連携推進方針の認定申請

※ あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会・社員総会の承認要

- 貸付原資の提供は、**直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額**を上限。

## ⑤ 連携法人と貸付原資提供法人との間で貸付契約を締結

### 【貸付金】

※ 貸付金を活用した基金の造成は不可

## ⑥ 連携法人と貸付対象法人との貸付契約の締結

## ⑧ 貸付金の使用状況の報告

## ⑦ 貸付けの実行

## ④ 認定

- 認定に当たっては、貸付けの内容について、必要に応じ貸付原資提供社員及び貸付対象社員の所轄庁等に対して情報提供・意見照会。

- 貸付金の返済は、**3年**を上限に当事者間の合意により、期限を設定。

- 貸付金の使用状況等を確認。

社会福祉法人A  
**(貸付原資提供法人)**

社会福祉法人B  
**(貸付原資提供法人)**

社会福祉法人C  
**(貸付原資提供法人)**

社会福祉法人D  
**(貸付原資提供法人)**

社会福祉法人β  
**(貸付対象法人)**

- ① 貸付の内容に係る当事者間での検討
- ② 各社員の内部機関における意思決定

### 【貸付金の使途のイメージ】

施設・事業所に供する建物の修繕、軽微な改修

従業員の採用、処遇改善に係る費用

## 社会福祉連携推進法人による貸付けの手続フロー(案)

① 貸付けの当事者全員での検討

- 以下の事項について、社会福祉連携推進法人・貸付原資提供社員・貸付対象社員間で事前に検討。
  - ① 貸付対象社員の事業計画（貸付金額、償還スケジュール、用途等）
  - ② 予算・決算等の貸付対象社員の重要事項の承認方法
  - ③ 返済の延滞時や不能時の取扱い 等

② 社会福祉連携推進法人、貸付原資提供社員、貸付対象社員のそれぞれの内部機関（理事会、評議員会等）において意思決定

- 上記の検討結果につき、内部機関において意思決定。

③ 社会福祉連携推進方針の所轄庁への認定申請  
④ 所轄庁による認定

- 貸付けを行おうとするときは、その都度、社会福祉連携推進方針に、必要事項を記載し、所轄庁の認定を受ける。
- 認定所轄庁は、当該貸付けの内容について、貸付原資提供社員の法人所轄庁等に対して情報提供、意見照会を行う。

⑤ 社会福祉連携推進法人と貸付原資提供社員との間の貸付契約の締結（社員からの貸付原資の提供）

- 社会福祉法人である社員が貸付金原資の提供を行う場合、次の点を厳守。
  - ① 拠点区分として本部拠点を設け、当該本部拠点の貸借対照表に社会福祉連携推進法人への貸付金を計上すること。
  - ② 貸付を行う年度の前年度の法人全体の事業活動計算書における当期活動増減差額が黒字であること。
  - ③ 直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限とすること。
  - ④ 貸付金原資を調達する目的で、金融機関等からの借入、資産の売却を行わないこと。
  - ⑤ 貸付金利は高利でない適正な利率（無利子含む）であること。
  - ⑥ 当該社会福祉連携推進法人から貸付けを受けていないこと。
- なお、複数の社員（社会福祉法人に限る。）が貸付金原資を提供することは可能。

⑥ 社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との間の貸付契約の締結

- 貸付契約には以下の事項を盛り込む。
  - ① 貸付けの実行時期及び返済スケジュール
  - ② 貸付期間は3年を限度
  - ③ 貸付金利は、無利子又は適正な利率
  - ④ 遅延損害金の設定
  - ⑤ 債権譲渡禁止特約 等
- 貸付対象社員の不動産に抵当権を設定する場合、抵当権設定契約の締結と登記を行う。

⑦ 社会福祉連携推進法人から貸付対象社員への貸付け

- 貸付金の用途は、以下のようなものを想定。
  - ・ 施設・事業所に供する建物の修繕、軽微な改修
  - ・ 従業員の採用、処遇改善に係る費用（役員等及び役員等の近親者を対象とするものを除く。）
- 貸付期間中は、自法人の予算等の重要事項について、社会福祉連携推進法人の承認を受けなければならない。

- 貸付対象社員は、貸付金の使用後、その使用状況を連携法人に報告。

⑨ 貸付対象社員から社会福祉連携推進法人への返済、社会福祉連携推進法人から貸付原資提供社員への返済

- 返済の延滞時や不能時には、予め決めた取扱いに沿って処理を行う。

⑩ 社会福祉連携推進方針変更の認定申請

- ①から⑨までの一連の貸付けに関する記載を削除する変更申請が必要。
- なお、あらかじめ社員総会での意思決定が必要。

## 物資等供給支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、
- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
  - ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
  - ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
  - ・ 社員の施設で提供される給食の供給
- 等の業務が該当する。

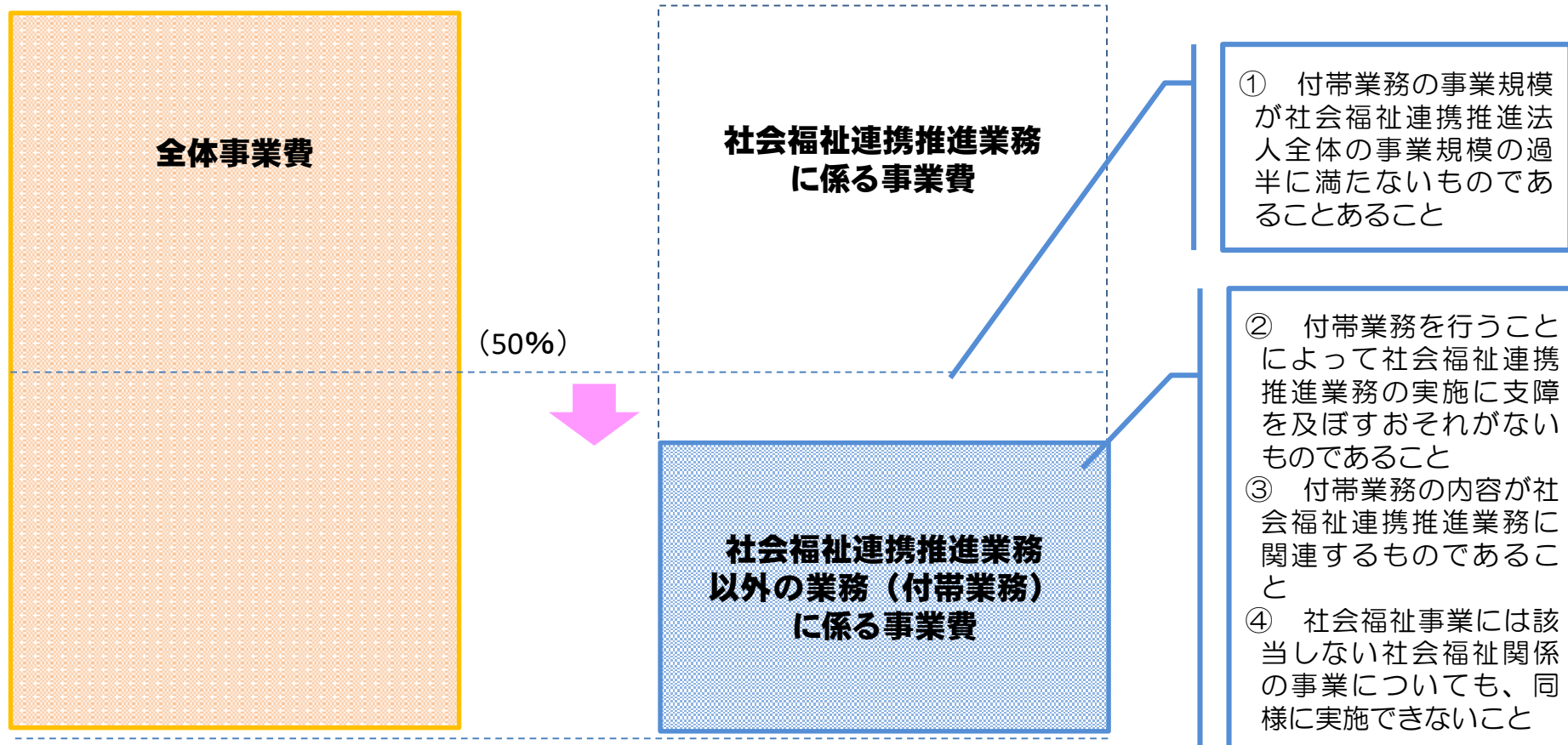


設備・物資の大量購入による調達コストの縮減が期待

## 論点7、8関係

## 社会福祉連携推進業務に付帯する業務について(案)

- 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務(付帯業務)を行うことができることとしてはどうか。
- その際、以下の4つの要件を満たしていれば、付帯業務の内容については、制約を設けないこととしてはどうか。
- なお、地域医療連携推進法人制度においては、以下の取扱いを定めている。
  - ・ 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。(医療連携推進業務の事業比率が50%超であること。)
  - ・ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。



## 2. 社会福祉連携推進法人会計基準に関する基本的な方針(案)



# 社会福祉連携推進法人会計に関する基本的論点①

## 論点

## 対応の方向性

(論点1) 会計基準をどのように作成するか。

- 社会福祉連携推進法人は一般社団法人であるため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一社法」という。)」の会計に関する規定が適用されることになる。
- 一方、社会福祉連携推進法人は社会福祉法の基準に適合する一般社団法人が所轄庁の認定を受けて設立され、社会福祉法における社会福祉法人の計算書類等の規定の多くを準用していること、及び、社員の過半数が社会福祉法人であることから、社会福祉法人会計基準と大きな乖離があるのは望ましくない。
- よって、一社法に定めのない会計ルールの策定に際しては、社会福祉法人会計基準を十分に斟酌してはどうか。  
また、社会福祉連携推進法人と同様に一般社団法人が認定を受けて設立される地域医療連携推進法人の会計基準も参考としてはどうか。

(参考) 社会福祉法第138条第2項の規定による読み替え後の一社法第123条第1項及び第2項(計算書類等の作成及び保存)

第二百二十三条 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、社会福祉法第二百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

## 社会福祉連携推進法人会計に関する基本的論点②

### 論点

### 対応の方向性

(論点2) 会計基準の構成をどのように定めるか。

- 社会福祉法の規定により、社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならないため、**会計ルールの基本原則等を会計基準として省令で定めることが必要である。**

(参考) 社会福祉法第138条第1項の規定による読み替え後の同法第45条の23 第四十五条の二十三 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

2 社会福祉連携推進法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

- 省令を解説・補足する位置付けとして社会福祉法人会計基準と同様に局長通知、課長通知を定めてはどうか。また、必要に応じて事務連絡(Q&A)で省令・通知を補足するようにはどうか。

## 社会福祉連携推進法人会計に関する基本的論点③

論点	対応の方向性
<p>(論点3) 会計単位をどのように定めるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>社会福祉連携推進法人は、法人単位での経営管理、予算管理が行われることが想定される。</u></li> <li>○ 一方、社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務のうち、どの業務を行うかは、当該法人の判断であり、例えば、①市町村域において種別を超えた連携支援、②都道府県域における特定種別の広域的な連携、など、<u>多種多様な連携パターンが想定され、それぞれの連携パターンごとの会計情報のニーズも考えられる。</u></li> <li>○ <u>上記を踏まえ、法人全体を一つの会計単位とし、法人単位で計算書類等の作成を求めることとしてはどうか。</u>  <u>また、連携パターンごとの情報ニーズに対応できるよう、「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」での議論を踏まえつつ、計算書類を補足する附属明細の種類等を検討してはどうか。</u></li> </ul>
<p>(論点4) 計算書類等の種類をどのように定めるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一社法第123条第2項では計算書類として、<u>貸借対照表、損益計算書が定められている。</u></li> <li>○ また、社会福祉法人への資金の貸付等、損益計算書だけでは資金収支の状況を把握できないため、法人の経営管理や所轄庁の適正な監督に資するよう、<u>社会福祉法人と同様、資金収支計算書の作成も必要なこととしてはどうか。</u></li> </ul>